

2019年度 九州共立大学教授会の審議事項について

2019年4月1日  
学長裁定

九州共立大学学則第8条に規定する教授会（教育運営委員会・研究科委員会・入学試験委員会・教員人事計画委員会）の審議事項のうち、学校教育法第93条第2項第3号に該当する審議事項について、2019年度においては以下のように定める。

- [1] 学部教育運営委員会・研究科委員会・共通教育センター教育運営委員会
  - (1) 学生の進級、異動および学生の懲戒に関する事項
    - ① 学生の進級
    - ② 学生の退学・休学・復学・転学・除籍・復籍・留学・転部・転科
    - ③ 学生の懲戒
  - (2) 教育の計画・実施・点検に関する事項
    - ① 達成すべき学修成果に整合した教育の計画・実施・点検
    - ② 学生の学修支援・進路支援の計画・実施・点検
    - ③ 当該教育組織の開講科目の単位認定・成績評価
    - ④ カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー等の教育方針の適切性の点検
  - (3) 教育活動に基づいた研究に関する事項
    - ① 当該組織所属教員の研究の計画・実施・点検  
(研究科委員会は全て兼務教員で構成されているため除く)
    - ② 研究成果発表の促進
  - (4) 規定改定等
    - ① 教育運営委員会・研究科委員会規程の改定等
    - ② 履修規程の改定等
- [2] 全学教育運営委員会
  - (1) 上記〔1〕の審議事項のうち、学長が全学教育運営委員会で審議するのが適切であると判断した事項
- [3] 入学試験委員会
  - (1) 教育方針等の適切性、および中期計画の実施状況等の点検
    - ① アドミッションポリシーの適切性の検証
    - ② 入学試験に係る中期計画の実施状況の点検
  - (2) 入学試験要項・入学試験日程等、入学試験の実施に関する事項
  - (3) 入試問題委員会の総括に関する事項
  - (4) 九州共立大学入学者選抜規程の改定等
- [4] 教員人事計画委員会
  - (1) 専任教員応募者の教育研究業績の審査
  - (2) 非常勤講師採用時の教育研究業績の審査
  - (3) 昇任候補者の教育研究業績の審査
  - (4) 学長および学園大学教員人事計画委員会からの諮問事項
  - (5) 教員人事計画委員会規程の改定等

以上